

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月二十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第六号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条に、次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要なことは、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。